

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和元年(2019年)10月20日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しないと判示(令和1年9月19日最高裁)

【2】子の母Yに対し子の父Xが子に対する 監護の権利が侵害されたとしてオーストラリアへの返還を求めた事案の抗告審で、常居所地国はオーストラリアではないとして抗告を棄却(平成29年2月24日大阪高裁)

【3】経営者Xが店長Yに不正経理で生じた損害を弁済させる念書を書かせ、その支払を求めた事案で、債務弁済契約であるには損害賠償請求権の存在が必要だが、一部その存在が認められず、既払金も含め損害賠償請求権を既に全額回収済みとしてXの請求を棄却(平成30年5月17日東京高裁)

【4】歯科手術担当医師の経験不足、患者対応への批判的意見等をネットに載せたことにつき、事業者側はある程度の受忍が社会的に求められること、サイトへの書込みは国民の表現の自由や知る権利の保障に関係する事柄であるとして、医療法人の書込み削除の請求を棄却(平成30年6月18日東京高裁)

【5】船舶所有者Xが傭船者Yの民事再生手続開始後に船舶が返船された場合において、損害賠償の請求(請求1)し、再生手続開始後に発生した定期傭船契約に基づく傭船料等の支払を求めた(請求2)事案。本判決は請求1, 請求2を棄却した原判決を取消し、請求2を認容(平成31年1月16日東京高裁)

【6】反社会的勢力の排除規定に基づき銀行口座を解約されたXがY銀行に対し、一般市民としての生活に必要な取引にのみ使用されている 本規定が遡及的に適用されるのは違法である 憲法14条1項に反して無効であるとして争ったが、いずれの主張も棄却された(平成28年5月18日東京地裁)

【7】私道の敷地所有者又は共有者であるXらが、私道の端に建てられる賃貸マンションに出入りする者及び車両に私道を通行させるのはXらの私道に対する占有使用を妨害するとしてマンション所有者Yに対し通行権不存在確認等を請求したが、同請求が棄却された事例(平成30年1月31日東京地裁)

【8】タクシー会社従業員Yが同社代表Xに暴行される映像をサイトに投稿、同社は、賃金未払を巡る別件訴訟の和解条項の「本件に限らず何らの債権債務がないことを相互に確認する」との定めを基に暴行も清算済みとして損害賠償を請求したが認められなかった事例(平成30年2月9日東京地裁)

【9】ゆうちょ銀行Yの従業員だったP2の相続人XがYに対しP2がパワハラを受け自殺したとして損害賠償等を求めた事案。上司の叱責は社会通念上違法とはいえないが、P2の社内の人間関係、体調不良への配慮が欠けていたとして一部逸失利益、慰謝料の支払を命じた(平成30年7月9日徳島地裁)

【10】Xは土地建物を信託するYとの信託契約を締結につき、詐欺取消、錯誤無効又は債務不履行解除を主張し、予備的に信託の終了を主張したが、本判決はXの主張を排斥、信託法164条1項は適用されない等として請求を棄却(平成30年10月20日東京地裁)

【11】旧優生保護法に基づき不妊手術を受けた原告らが旧優生保護法第2章、第4章及び第5章の各規定は違憲無効であり、子を産み育てるかどうかを意思決定する権利一方的に侵害されて損害を被ったと主張して国に対して損害賠償を求めたが、請求が棄却された事例(令和1年5月28日仙台地裁)

(知的財産)

【12】特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、原告は引用発明の認定誤り等を主張したが理由がないとして原告の請求が棄却された事例(令和1年9月18日知財高裁)

【13】特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、引用発明と甲2技術とは技術分野において関連性があり課題が共通するも仮に引用発明に甲2技術を適用しても相違点に係る本願発明の構成に至るとはいえないとして審決を取消した事例(令和1年10月2日知財高裁)

【14】被告は第20類「家具,机類」を指定商品とする商標「らくらく」の商標権者であり,原告は本件商標につき無効審判を請求し特許庁が不成立の審決をしたので,審決の取消を求めて本件訴訟を提起したが,本件商標は商標法4条1項10号に該当せずとして請求を棄却(令和1年10月9日知財高裁)

(刑事法)

【15】被告人は共犯者らと共にA方に侵入しA(夫)とB(妻)を殺害し金品を強取。8年後にC方に侵入しCの殺害を図り(未遂)金品を強取する等で住居侵入,強盗殺人,強盗殺人未遂で起訴され死刑を言い渡され,原判決もこれを是認。弁護人が上告したが棄却された(令和1年7月19日東京地裁)

【16】被告はAに詐術を用いて現金を詐取,同じ手口の別件で未遂に終わった。第一審は詐欺,詐欺未遂を認定。原判決は詐欺既遂事件につき故意・共謀を認めた点に事実誤認があるとして無罪を言渡した。検察官が上告し,本判決は故意・共謀ありとして原判決を破棄,控訴を棄却した(令和1年9月27日最高裁)

【17】元市長の被告人は不動産売買業者から1200万円を受領し有利・便宜を計ったとして収賄罪に問われ,第1審は懲役2年の実刑判決を言渡した。弁護人は事実誤認,量刑不当を理由として控訴したが,原判決の認定に誤りはないなどとして控訴は棄却された(令和1年8月8日東京高裁)

(公法)

【18】離職餞別金等の条例の規定がないまま市臨時職員に金員が交付されたことに起因する住民訴訟において,市長の責任については違法性を現に認識していなかったとして賠償責任を負わないとした(令和1年10月17日最高裁)

【19】エチオピア国籍を有する女性Xは難民認定の申請をしたが不認定処分を受けたためその取消を求めた事案。被告はXの供述は信用できないとしたが,本判決はXが本国政府から迫害を受ける恐れがあるとして入管法に定める難民該当性を認め不認定処分を取消した(平成30年8月8日東京地裁)

(社会法)

【20】日本放送協会Yの従業員Xは傷病休職しその間テスト出局したが,期間満了で解職となった。XはYに地位確認,休職期間経過後の賃金等の支払の他,テスト出局中の賃金支払いを求めた。本判決はYにはテスト出局中の最低賃金相当額の支払義務を負うと判示(平成30年6月26日名古屋高裁)

【21】楽器販売業Xからピアノの調律業務等を委託されていた調律師YがXとの業務委託契約を終了後,Xの顧客らがYに直接調律を依頼するようになったため,Xがその顧客情報は営業秘密に当たるとし,Yの「不正競争」を理由に損害賠償金の支払を請求したが同請求が棄却された事例(平成31年2月25日青森地裁)

【22】原告が,被告が販売等するカラー筆ペンは原告商品と類似の商品等表示を使用するもので,これを販売するのは不正競争に該当するとして被告商品の販売差止等を求めた事案。原告商品の形態等は特別顕著性を有するとは認められないとして原告請求を棄却(令和1年9月19日大阪地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最一判令和元年9月19日 裁判所HP

平成30年(受)第1137号 請求異議事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/922/088922_hanrei.pdf

(裁判要旨)

債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しない。

(理由)

民法155条は、差押え等による時効中断の効力が中断行為の当事者及びその承継人に対してのみ及びとした同法148条の原則を修正して差押え等による時効中断の効力を当該中断行為の当事者及びその承継人以外で時効の利益を受ける者に及ぼす場合において、その者が不測の不利益を被ることのないよう、その者に対する通知を要することとした規定であると解され(最高裁昭和47年(オ)第723号同50年11月21日第二小法廷判決・民集29巻10号1537頁参照)、差押え等による時効中断の効力を当該中断行為の当事者又はその承継人に生じさせるために、その者が当該差押え等を了知し得る状態に置かれることを要するとする趣旨のものであると解することはできない。

しかるところ、債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断において、その債務者は、中断行為の当事者にほかならない。

(2) 大阪高決平成29年2月24日 判例時報2415号45頁

平成28年(ラ)第1262号 子の返還申立却下決定に対する抗告事件(抗告棄却(確定))

子の父であるXが子の母であるYに対し、Yによる子の留置によりXの子に対する 監護の権利が侵害されたとして、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(以下、「実施法」という。)に基づきオーストラリア連邦(以下、「オーストラリア」という。)に返還することを求めた事案。Yは、子の常居所地国が日本であり、また、留置への同意(実施法28条1項3号)があったとして争った。子は日本にて出生後、オーストラリアにてYと共にXと同居を開始し(この際、2年後、子は日本に帰国し生活をするとする合意書が作成された)、約1年後に日本にYと共に帰国し、その後は日本にて生活している。

原審は、子の常居所地国がオーストラリアであると認めた上で、留置への同意を認めて申立を却下したが、本決定は、出生時点の定住に向けた両親の意図を踏まえ、常居所地国はオーストラリアではないとして、抗告を棄却した。

(3) 東京高判平成30年5月17日 判例タイムズ1463号99頁

平成29年(ネ)第1376号 損害賠償請求控訴事件(取消自判,請求棄却,確定)

呉服販売業等を営むX社は、店長Yが売上金を別の顧客に対する未収売掛金の支払に充てる等の不正経理を行ったため、懲戒解雇し、その後、同不正経理により売掛金1,455,000円が回収不能になったとして、Yに説明を求めたところ、Yは同金額の弁済責任を認め、分割弁済する旨の念書を作成し、うち36万円を支払ったが、その余の支払をしなかった。XがYに対し未払残金等の支払を求め、原判決はこれを認容したが、本判決は、本件弁済合意について、Xの優越的地位やYに対する威圧や強制は認められず、公序良俗に反するとも認められず有効であるが、他方、損害賠償責任の有無や賠償額について交渉が行われた上で合意されたものではなく、互譲の上で成立したものでないのて和解契約とは認められず、Xの要求する金額について分割支払いの合意がされた債務弁済契約であるので、原因となった損害賠償請求権が存在することが必要であるとし、本件では、損害賠償請求権の一部についてその存在が認められず、また、上記既払い金のほかにXが本件弁済合意に係る債権を回収した事実が認められ、その結果、Xは損害賠償請求権を全額回収済みであると、原判決を取消し、請求を棄却した。

(4) 東京高決平成30年6月18日 判例時報2416号19頁

平成30年(ウ)第958号 投稿記事削除仮処分命令一部申立却下決定に対する広告事件(抗告棄却(確定))

本件は、歯科医院を経営する医療法人Xが地図情報サービスを管理・運営するYに対し、Yが管理運営するサイトに投稿された記事により人格権が侵害されたとして、人格権に基づく妨害排除請求権として仮の削除を求めた事案であり、原決定は、対象の口コミ2件のうち1件については仮の削除請求が認められたが、他の1件について申立を却下したためXが即時抗告した事案である。

本決定は、本件クリニックではなりたての医師や経験が明らかに不足している医師がインプラント手術等を行って等々の事実を摘示するなどして担当医師の当日の治療及び翌日以降の対応に関する批判的意見等を記載した本件記事は、Xの受忍限度を超えて社会的評価を低下させるものではないこと、事業者側は、不満を述べる口コミについてもある

程度受忍していくことが社会的に求められること、ウェブサイトへの書込みは、国民の表現の自由や知る権利の保障に関係する事柄であるから慎重でなければならない等により抗告を棄却した。

(5) 東京高判平成31年1月16日 金法2122号66頁

平成30年(ネ)第3037号 民事再生債権・共益債権請求控訴事件(原判決取消・請求認容)

本件は、船舶所有者であるXが、Yを傭船者とする定期傭船契約がYの民事再生手続の開始後に民事再生法49条1項により解除され、船舶に残存するY所有の燃料とともに船舶が返船された場合において、再生債権として上記解除に基づく損害賠償請求権を届け出、そのうち確定した再生計画の再生債権者表に弁済額として記載された3090万0096円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める(請求1)とともに、再生手続開始後に発生したYの業務に関する費用として共益債権となる定期傭船契約に基づく傭船料6万8455.55米ドル及びこれに対する遅延損害金の支払を求める(請求2)事案である。これに対し、Yは、請求1につき訴えの却下を求め、請求2については、残存燃料についての不当利得返還請求権または買取代金請求権を自働債権とする相殺の抗弁を主張して争った。原審は、Xの訴えのうち請求1に係る部分を却下するとともに、Xの請求2について、残存燃料代請求権との相殺を認め、棄却したところ、Xは、原判決全部を不服として控訴したが、当審において控訴の趣旨を請求2に係る部分に減縮した。

本判決は、Y主張の相殺に係る自働債権のうち、まず不当利得返還請求権については、法の適用に関する通則法15条との関係で、Xの利得は定期傭船契約に関連して生じたものであり、同契約の準拠法である英国法と密接な関連があるなどと指摘して、上記請求権の準拠法は英国法であると判断した上、英国法における不当利得返還請求権の成立要件である「不当(unjust)」の要件を満たさないなどとして不当利得の成立を否定した。次に、燃料代請求権については、日本法および英国法を準拠法とする資料を含めて、返船時の残存燃料に関する海運実務について検討を加え、結論として残存燃料の買取りに関する国際海運取引上の慣習があるとは認められないとして、この慣習に基づく燃料買取合意の成立および残存燃料債権の発生を否定した。そして、Y主張の相殺の抗弁は理由がないことから、請求2を棄却した原判決を取り消して、請求2を認容した。

(6) 東京地判平成28年5月18日 判例タイムズ1463号242頁

平成27年(ワ)第20310号 普通預金口座取引解約無効確認請求事件(請求棄却、確定)

Xは、Y銀行と預金契約を締結し預金口座を開設したが、契約締結後に取引約款に追加された反社会的勢力の排除規定に基づき解約されたため、同解約は無効である等として、同契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めた。本件排除規定は一般市民としての生活に必要な取引にのみ使用されている場合に適用されないか、遡及的に適用されるか、憲法14条1項に反して無効か等が争点となった。本判決は反社会的勢力の活動の利用に容易に転用でき、同規定の目的(反社会的勢力の資金獲得の手段として不当に利用されることを防ぐ)を達成するためには利用目的にかかわらず取引を断絶する必要性が高く、不利益は電気水道等のライフラインが使用できなくなるような場合に比べて大きいとは言えず、自己の意思に基づいて反社会的勢力から離脱すれば回避できること等を理由に適用を認め、公益的目的を有する、反社会的勢力排除の要請が社会的に高まっている、既存の預金契約にも適用しなければ目的達成が困難である等として遡及適用を認め、目的に正当性が認められ、資金獲得活動を抑止するため取引を断絶する必要性が高く、生じる不利益は限定的であるので、憲法14条1項に反しないとし、請求を棄却した。

(7) 東京地判平成30年1月31日 判例タイムズ1463号184頁

平成28年(ワ)第25235号 通行権不存在確認等請求事件(一部訴え却下、一部請求棄却(確定))

建築基準法42条2項道路である私道の敷地所有者又は共有者であり、沿道住民であるXらは、私道の東側突端所在の賃貸マンションの所有者Yに対し、マンションの建築後、東側から私道に進入できるようになったことから、Xらの生命・身体が直接的な被害を受けるのを防止するため、所有権に基づく妨害予防請求として、マンションに出入りする者及び車両に私道を通行させるなどしてXらの私道に対する占有使用を妨害しないよう求めた。本判決は、妨害の蓋然性があると主張する主体は車両等で進入してくる者なのでYを相手方とすることが理論上多大な疑問があるとし、さらに、本件私道は、上記2項の指定を受けているので、公法上の効果としてXらは道路として他人によって通行されることを受忍すべき義務を負い、その反射的利益として他人は通行する自由を有する一方、Xらの不利益が重大であり受忍限度を超えるときは妨害予防請求として通行の制限又は禁止が出来るとし、本件では、マンションに出入りする者及び車両が私道を頻繁に通行する蓋然性は認められず、生命・身体の安全が脅かされる危険性が高まっているとは言えないし、ゴミ収集車等が私道に進入することもなく、使用状況に有意な変化があったとは認められない等とし、受忍限度を超えるものではないとして、請求を棄却した。

(8) 東京地判平成30年2月9日 判例タイムズ1463号176頁

平成27年(ワ)第16414号 損害賠償請求事件(請求棄却(確定))

タクシー会社Xは、従業員Yが、X代表者が従業員に対し暴行を加えている映像を共有サイトに投稿するなどしたことによりXの社会的評価が低下したとして、損害賠償を求めた。YはXに対する別件訴訟(未払賃金の請求。多数の従業員らを原告とする同様の訴訟と併合審理)の和解条項に「本和解条項に定めるもののほか、本件に限らず、何らの債権債務がないことを相互に確認する」との清算条項が定められたので、同条項により精算済である旨主張した。Xは 和解条項案提示の際に「本件に関連する請求」に関して清算の対象とすると説明しており、未払賃金と関係ない本件請求は含まれない、Yも本件請求は含まれないと認識していた、仮に含まれるとすれば和解は錯誤により無効である、YはXの錯誤につき悪意である、と主張したが、本判決は、上記説明は和解交渉の過程で用いられたものであり、和解条項では敢えて「本件に限らず」との文言が付加されており、XY間に存在するあらゆる債権債務を清算の対象とする趣旨と解される、Yは和解成立直後から清算条項による清算を主張しており、同条項により清算されたとの認識を有していたと推認できる、要素の錯誤は認められるが法律家である訴訟代理人弁護士が見れば容易にその内容を理解出来るものであるので重過失がある、悪意は認められない、として、請求を棄却した。

(9) 徳島地判平成30年7月9日 判例時報2416号92頁

平成28年(ワ)第21号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴、後和解))

本件は、Y(ゆうちょ銀行)の従業員だったP2の相続人XがYに対し、P2が上司2名からパワー・ハラスメントを受けて自殺したとして、P2のYに対する使用者責任又は雇用契約上の義務違反による債務不履行責任に基づく損害賠償金8189万2175円(内訳:逸失利益4299万2175円、慰謝料3000万円、葬儀費用150万円、弁護士費用740万円)の支払を求めた事案である。

本判決は、P2に対する一連の叱責が業務上の指導の範囲を逸脱し、社会通念上違法なものであったとまでは認められないとして当時の上司がP2に対し不法行為責任を負う者ではなく、Yも使用者責任を負うものではないと判断したが、上司は、P2の体調不良や自殺願望の原因がYの従業員との人間関係に起因するものであることを容易に想定でき、P2の執務状態を改善し、P2の心身に過度の負担が生じないようにP2の異動をも含めその対応をすべきであったといえるところ、一時期P2の担当業務を軽減した以外何らの対応もしなかったのであるからYにはP2に対する安全配慮義務違反があったと判断し、6142万5774円(内訳:逸失利益3582万5774円、慰謝料2000万円、弁護士費用560万円)の支払を命じた。

(10) 東京地判平成30年10月20日 金法2122号85頁

平成29年(ワ)第25091号 所有権移転登記等抹消登記請求事件(請求棄却)

本件は、Y(子)との間で、委託者兼受益者(父)であるXの生活・介護・療養・借金返済・納税等に必要な資金を給付してXの幸福な生活および福祉を確保すること並びに資産の適正な管理・運用・保全・活用を通じて資産の円滑な承継を実現することを目的として、X所有の土地建物を信託財産として管理処分することを受託者Yに信託することなどを内容とする本件信託契約を公正証書を作成して締結したXが、Yに対し、主位的に、本件信託契約を詐欺取消(民法96条1項)、錯誤無効(同法95条)または債務不履行解除(同法415条、543条)を主張して、信託財産についてなされたXからYへの所有権移転および信託登記の抹消登記手続を求め、予備的に、信託目的の不達成による信託の終了(信託法163条1号)または委託者兼受益者の合意による信託の終了(同法164条1項)を主張して、上記信託財産につき信託財産引継を原因とする所有権移転登記手続および信託登記抹消登記手続を求めた事案である。

本判決は、XとYとの間で本件信託契約が締結された経緯について、同契約に係る公正証書を作成した公証人の証言等の信用性を検討した上で、詐欺取消の主張についてはYが虚偽の説明をした事実を否定してこれを排斥し、錯誤無効の主張については、Xにおける認識の齟齬、動機の表示を否定してこれを排斥し、債務不履行解除の主張については、Xの主張する、自宅兼賃貸物件として建物を新築し、有効活用するという計画が本件信託契約の目的となっているとはいえず、Yがこれを拒絶することが債務不履行になるものでもないとしてこれを排斥した。また、信託目的の不達成による信託の終了の主張については、上記の本件信託の目的も考慮すれば、当該目的が達成できなくなったとはいえないと判断してこれを排斥し、委託者兼受益者の合意による信託の終了の主張については、XとYの合意により終了させることができる旨の本件信託契約上の定めは信託法164条3項の「別段の定め」に当たり、同条1項は適用されないなどと判断して、これを排斥し、結論としてXの請求を棄却した。

(11) 仙台地判令和元年5月28日 判例時報2413・2414号3頁

平成30年(ワ)第76・581号 国家賠償請求事件(棄却(控訴))(旧優生保護法仙台地裁判決)

平成8年法律第105号による改正前の優生保護法(旧優生保護法)に基づき不妊手術を受けた原告らが、旧優生保護法第2章、第4章及び第5章の各規定(本件規定)は違憲無効であり、子を産み育てるかどうかを意思決定する権利(リプロダクティブ権)を一方的に侵害されて損害を被ったと主張して、被告(国)に対し、主位的に、国会が当該損害を賠償

する立法措置を執らなかつた立法不作為又は厚生労働大臣が当該損害を賠償する立法等の施策を執らなかつた行為(施策不作為)の各違法を理由に、予備的に、国賠法4条により適用される民法724条後段の除斥期間の規定を本件に適用することが違憲となると主張して、当時の厚生大臣が不妊手術を防止することを怠つた行為(防止懈怠行為)の違法を理由に、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めた事案。

争点は、立法不作為又は施策不作為に基づく損害賠償請求権の成否、防止懈怠行為に基づく損害賠償請求権の成否、民法724条後段(除斥期間)の適用の可否、損害額、であった。

裁判所は、子を産み育てるかどうかを意思決定する権利は、これを希望する者にとって幸福の源泉となり得ることなどに鑑みると、人格的生存の根源にかかわるものであり、上記の幸福追求権を保証する憲法第13条の法意に照らし、人格権の一内容を構成する権利として尊重されるべきものである、本件規定に合理性があるというのは困難で、本件規定は憲法13条に違反し、無効であるというべきである、従つて不妊手術を受けた者はリプロダクティブ権を侵害された者として国賠法1条1項に基づき国にその賠償を求めることができるが、不妊手術から20年を経過している場合には国賠法4条の規定により適用される民法724条後段(除斥期間)の規定により当該損害賠償請求権は消滅することになるため、特別の規定が設けられない限り、国に当該賠償請求権を行使することができなくなる、と判示したうえで、につき、本件規定に基づき不妊手術をされた者が除斥期間の規定の適用によりリプロダクティブ権侵害に基づく損害賠償を求めることができなくなった場合に、その権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であると認めるのが相当であると判示したが、我が国においてはリプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少なく本件規定及び立法不作為につき憲法違反の問題が生ずるとの司法判断が今までされてこなかつた事情の下においては、少なくとも現時点では、その権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であつたとはいえない、と判示して、国賠法に基づく損害賠償請求権の成立を否定し、原告らの主位的請求を棄却した。

につき、除斥期間の規定には目的の正当性並びに合理性及び必要性が認められることを考慮すれば、リプロダクティブ権侵害に基づく損害賠償請求権に対して除斥期間の規定を適用することが憲法17条に違反することになるものではないと判示して、原告らの予備的請求も棄却した。

【知的財産】

(12) 知財高判令和元年9月18日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10151号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/924/088924_hanrei.pdf

特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であつて、原告は引用発明の認定誤り等を主張したが、理由がないとして原告の請求を棄却した事案。

原告は、審決で認定した引用発明は、必須の構成要件を欠いており、誤りである旨主張する。確かに、原告が主張するように、引用文献で開示される実施例(以下「引用実施例」という。)においては、マットレス装置を構成する複数の部材の堅さの選択及び組合せとして多種多様な選択肢があり得るところ、原告は、審決が引用発明の課題(目的)を無視し、本願発明1との相違点を予め減らすべく事後分析的な認定をしたものであつて誤っている旨主張するのである。

よつて検討するに、引用文献1の記載によれば、引用実施例に係るマットレス装置452が上記のように多種多様な部材の選択及び組合せや4通りの使用方法を開示しているのは、引用実施例が「小売用テスト装置として」利用され、「小売業者は店舗内のテスト用マットレスの台数を減らすことで床面積を節約し得ると共に、ユーザは小売業者から購入しようとするマットレスの感触を適合調整し得る」ように、店舗内のテスト用マットレスに特化した課題(目的)又は作用効果に関する事項を強調するためであると解される。しかし、引用文献1には、「マットレス装置452は家庭または他の療養施設での個人使用の為にユーザにより購入されることもある」と記載されており、このように個人が使用する場合には、適切な感触を得られる硬さの部材の組合せが既に決定されているのであるから、多種多様な部材の選択及び組合せ並びに4通りの使用方法があることは想定されない。

したがつて、小売用テスト装置(店舗内のテスト用マットレス)に用途を限定しない引用実施例のマットレス装置452において、多種多様な部材の選択及び組合せ並びに4通りの使用方法があることは、一体不可分の必須の技術思想に当たらず、その中から一つの組合せ及び使用方法を抽出した例を引用発明とすることに支障はない。引用発明は、引用例に記載されたひとまとまりの構成ないし技術的思想として把握可能であれば足りるところ、審決で認定された引用発明は、この要件を充たしているといえる。

もっとも、審決が、引用文献1に開示された多種多様な部材の選択及び組合せ並びに4通りの使用方法の中から、引用文献1に具体的には全く例示されていない例を抽出したのであれば、原告のいうように、本願発明1の相違点を予め減らすべく事後分析的な認定をしたといえることもあろう。しかしながら、審決が認定した引用発明は、部材の選択及び組合せについては、引用文献1に「所望であれば」「好適には」として具体的に例示された構成を採用している。また、使用方法については、引用文献1の図に具体的に示された例をそのまま用いており、頭部と足部とを入れ

替えることも、表と裏とを入れ替えることもしていない。このように、引用発明は、引用文献1に接した当業者が特段の「深読み」を要せずして把握し得る構成を備えたものであるから、審決に、事後分析的な認定をしたという誤りもない。また、引用文献1の例示に基づいて具体的に認定した引用発明に、例示であることを示す「所望であれば」「好適には」という文言を加えなければならない理由もない。

以上によれば、原告の主張は採用することができない。

(13) 知財高判令和元年10月2日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10108号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/951/088951_hanrei.pdf

特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、引用発明と甲2技術とは技術分野において関連性があり課題が共通しているが、仮に引用発明に甲2技術を適用しても相違点に係る本願発明の構成に至るということはできないとして、審決を取消した事案。

引用発明は、「医療系廃棄物、家庭廃棄物、産業廃棄物等に含まれる有機系廃棄物を高温高圧の蒸気を用いて処理し、処理後には、処理した廃棄物と液体とを分離した状態で取出せる...液体分離回収方法」に関するものである。他方、甲2技術は、「重金属を含有する土壌や焼却灰」のような「廃棄物」の「水熱処理」を行うものである。そうすると、両者の技術分野はいずれも水熱反応を利用した廃棄物の処理に関するものであり、互いに関連するものといえる。

引用発明と甲2技術とは、廃棄物中の重金属の溶出を防止するという点で、解決すべき課題が共通するものといえる。

引用発明では有機物が炭化されるのに対し、甲2技術では、トバモライト結晶が形成されるのであって、水熱反応によって起こる現象が異なるから、引用発明に甲2技術を組み合わせる動機となるような、作用・機能の共通性は認められない。もっとも、水熱処理における温度・圧力の条件自体は重複している以上、組合せを阻害する要因となるものでもないと解される。

以上によれば、引用発明と甲2技術とは、廃棄物の水熱処理という技術分野において関連性があり、廃棄物から重金属の溶出を防止するという課題が共通しているといえることができる。

しかしながら、仮に引用発明に甲2技術を適用しても、甲2には、有機系廃棄物の固形物上にトバモライト構造が層として形成されることの記載はないから、相違点に係る「重金属類が閉じ込められた $5CaO \cdot 6SiO_2 \cdot 5H_2O$ 結晶(トバモライト)構造」が「有機系廃棄物の固形物上に」「層」として「形成」されるとの構成には至らない。この点につき、本件審決は、引用発明に甲2技術が適用されれば、「重金属類が閉じ込められた $5CaO \cdot 6SiO_2 \cdot 5H_2O$ 結晶(トバモライト)構造」が「有機系廃棄物の固形物上に」いくらかでも「層」として「形成」されて、重金属の溶出抑制を図ることができるものになる旨判断し、被告は、生成した造粒物の表面全体をトバモライト結晶層で覆うことになるのは当業者が十分に予測し得ると主張する。しかしながら、特開2002-320952号公報(甲8)にトバモライト生成によって汚染土壌の表面を被覆することの開示があるとしても、かかる記載のみをもって、トバモライト構造が「有機系廃棄物の固形物上に」「層」として「形成」されることが周知技術であったとは認められず、被告の主張を裏付ける証拠はないから、引用発明1に甲2技術を適用して相違点に係る本願発明の構成に至るといえることはできない。

以上によれば、引用発明に甲2技術を適用することによって相違点に係る構成を想到するに至らないのであるから、本件審決の理由によって、本願発明は引用発明及び甲2技術に基づいて容易に発明できたものとはいえない。

(14) 知財高判令和元年10月9日 裁判所HP

平成31年(行ケ)第10062号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/959/088959_hanrei.pdf

被告は、第20類「家具、机類」を指定商品とする商標「らくらく」(本件商標)の商標権者であるところ、原告は、本件商標について無効審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が、本件審決の取消しを求め本件訴訟を提起した事案。

本件審決の理由は、要するに、「らくらく」の文字からなる引用商標が、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたものとは認められず、本件商標は商標法4条1項10号に該当するものとはいえない、というものである。

原告は、原告の使用商標である「らくらく正座椅子」は、「らくらく」と「正座椅子」とを結合した構成から成る結合商標であるが、「らくらく」の文字部分のみが商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであるから、この部分のみを原告の使用商標として抽出すべきであると主張する。

しかし、「らくらく」は、「楽」であることを意味する語であり、足の痺れや膝頭の痛みが緩和され、楽に正座をすることができるのと原告商品の機能を表している。また、「正座椅子」は、正座用の椅子を意味する語であり、原

告商品の用途又は商品の種類そのものを表している。よって、いずれも、それぞれの文字部分のみによって出所識別標識としての機能を発揮するとはいえない。

そうすると、原告商品の表示から、「らくらく」の文字部分のみが商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとはいえず、「らくらく」の文字部分のみを要部として抽出することはできない。よって、原告の主張は採用できない。

以上によれば、本件商標は、商標法4条1項10号に該当するものではない、として原告の請求は棄却された。

【刑事法】

(15) 最二判令和元年7月19日 裁判所HP

平成28年(あ)第1889号 住居侵入,強盗殺人,強盗殺人未遂被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/952/088952_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、平成10年6月、共犯者らと共謀の上、強盗目的でA方に侵入し、A(夫)とB(妻)を殺害し、金品を強取したという住居侵入,強盗殺人の罪、平成18年7月、共犯者らと共謀の上、強盗目的でC方に侵入し、Cを殺害しようとしたが、死亡させるに至らず、その際、金品を強取したという住居侵入,強盗殺人,強盗殺人未遂の罪で起訴され、第1審判決は死刑を言渡し、原判決もこれを是認した。

弁護人が、憲法違反,判例違反等の理由で上告した。

(判旨)

いずれの犯行も、強盗の計画性は高く、殺害を事前に計画していたとは認められないが、家人が居るのを知りながら民家に侵入し、強盗遂行のために各殺害行為に及んでおり、その態様も強固な殺意に基づく冷酷なものである。金銭目的で犯行を繰り返した被告人の人命軽視の態度は顕著であり、2名の命が奪われ、1名の命が危険にさらされたという結果は重大で、遺族の処罰感情は厳しい。また、被告人は、主体的、積極的に犯行に関与している。以上より、死刑の科刑は是認できる。よって、上告は棄却する。

(16) 最二判令和元年9月27日 裁判所HP

平成30年(あ)第1224号 覚せい剤取締法違反,詐欺未遂,詐欺被告事件(原判決破棄,控訴棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/933/088933_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、Aに対し、老人施設の入居権譲渡に関する問題解決のため現金をマンションB宛に宅配便で送付する必要がある旨を言い、Aに現金を宅配便で発送させ、マンション内の宅配ボックスに預けられた現金を受領し、同じ手口で、Cに対し、D宅に現金を発送させたが目的を遂げなかった罪で、詐欺未遂,詐欺既遂罪に問われた。

第1審判決は、覚せい剤取締法違反の罪(使用・所持)のほか、詐欺,詐欺未遂の各犯罪事実を認定し、被告人を懲役4年に処した。

原判決は、第1審判決が詐欺既遂事件について詐欺の故意・共謀を認めた点に事実誤認があるとして、第1審判決を破棄し、詐欺既遂事件について無罪を言い渡した。

検察官が上告した。

(判旨)

被告人は、荷物受取の依頼を受け、マンションのエントランス内の郵便受けの投入口から宅配便の不在連絡票を取り出し、そこに記載された暗証番号を用いて宅配ボックスの扉を開け、Aが送付した現金在中の荷物を取り出し、同荷物を回収役に渡した。被告人は、このような不自然な方法を用いて、荷物を取り出した上、回収役に渡しているから、自己が受け取る荷物が詐欺に基づいて送付されたものである可能性を認識していたことを推認できる。したがって、被告人に詐欺の故意・共謀は認められる。

よって、原判決は破棄する。以上より、結局、第1審判決は維持されるべきであるから、控訴は棄却する。

(17) 東京高判令和元年8月8日 裁判所HP

平成31年(う)第740号 収賄被告事件(控訴棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/946/088946_hanrei.pdf

(事案)

元静岡県伊東市長の被告人は、不動産売買業社B社(代表取締役A)の所有する本件土地取得費用を計上した予算案を同市議会に提出し、謝礼として供与されることを知りながら、合計約1200万円を受領しその後本件土地を購入するなど有利・便宜を計ったため、収賄罪の罪責を問われ、第1審は懲役2年の実刑判決を言い渡した。

弁護人は、事実誤認,量刑不当(執行猶予にすべきである。)を理由として、控訴した。

(判旨)

1 原判決の認定に誤りはない。

2 所論は、被告人が賄賂性の認識を否認し続けていると曲解しているというが、原判決はそのような認定はしていない。

所論は、被告人は本件犯行を首謀していないというが、被告人は賄賂の具体的金額を決めたり、架空契約を偽装してその仲介業者にう回させることで本件犯行発覚を防ぐ手段を講じたりしたのであるから、首謀者が被告人であるとした原判決の説示は妥当である。

所論は、被告人は仲介業者を巻き込んだものではないというが、被告人は、自己の意向どおりに、仲介業者に偽装工作の片棒を担がせたのであり、原判決の評価に誤りはない。

本件土地が有用であるとしても、動機等に酌むべき事情はない。

賄賂の一部である1000万円は仲介業者に対する貸付金の返済として受領したという被告人の原審公判供述は信用できない。

被告人の市長としての実績、年齢、健康状態、社会的制裁を受けていること、

原判決後になされた同市民からの軽減の嘆願、被告人の贖罪寄付(同市社会福祉協議会へ金300万円)の点を考慮したとしても、原判決の量刑は左右されない。

よって、本件控訴を棄却する。

【公法】

(18) 最一判令和元年10月17日 裁判所HP

平成29年(行ヒ)第423号 鳴門市競艇従事員共済会への補助金違法支出損害賠償等請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/979/088979_hanrei.pdf

1. 本件は、臨時従事員に対して離職せん別金又は退職手当を支給する旨を定めた条例の規定がないのに、補助金名目で同金員の交付がされたことに起因する住民訴訟であるが、前提問題である同交付の違法性については、最高裁判平成25年(行ヒ)第533号同28年7月15日第二小法廷判決・裁判集民事253号71頁が違法性を認めて事件を下級審に差し戻しており、差し戻し審で当時の市長等の損害賠償責任が審理された。

2. 当時の市長の責任については、最高裁判所は、「地方公共団体の長は、地方公営企業の予算を調製するに当たり、当該地方公営企業の業務執行の権限を有する管理者が作成した予算の原案を尊重することが予定されているというべきである」とした上、補助金交付の違法性が明確でなかったことや、市長が違法性を現に認識していたとも認められないこと等から、賠償責任を負わないとした。

3. また、地方公営企業の管理者が違法な補助金の交付を決定した場合において、当該管理者を補助すべき立場にある職員が上記の決定に関与したことを理由とする損害賠償責任についても、故意過失がないとして、これを負わないとした(なお、管理者本人については、損害賠償責任を認めている)。

(19) 東京地判平成30年8月8日 判例タイムズ1463号144頁

平成28年(行ウ)第137号 難民不認定処分取消請求事件(認容、確定)

エチオピア国籍を有する外国人女性Xは、平成20年10月に本邦に入国し、入管法61条の2第1項の規定に基づき難民認定の申請をしたが、平成23年2月に不認定処分を受けたため、その取消しを求めた。被告は、Xから提出された証拠に証拠価値はなく、Xの供述も信用出来ない等として争ったが、本判決は、平成23年2月の時点では、エチオピアでは反政府活動を疑われた者については治安当局による恣意的な逮捕や訴追の可能性があることがうかがわれ、Xは女性協会(女性差別に反対する非政府団体)の活動について政府に敵対する活動をしていたとの嫌疑により地元警察に身柄を拘束され暴行を受け、15日後に保釈された後も出頭要請を受け、出国後には警察組織により指名手配又はこれに類する措置をとられ、さらに、欠席のまま重い刑を科す裁判を受ける又は既に受けた蓋然性も相当に高かったこと等を認定し、Xは政府から迫害を受けるおそれがあるとして、入管法に定める難民該当性を認め、不認定処分を取り消した。

【社会法】

(20) 名古屋高判平成30年6月26日 判例時報2411号63頁

平成29年(ネ)第346号 未払給与請求控訴事件(変更・請求一部認容、(上告、上告受理申立て))

日本放送協会Yの従業員Xは、精神的領域における疾病による傷病休職中にテスト出局を行ったが中止となり、傷病休職の期間が満了したことにより解職となったところ、Yに対し、労働契約の存続を主張し、地位確認、休職期間経過後の賃金及び賞与の支払い、テスト出局開始から傷病休職満了までの期間についての賃金(予備的に最低賃金相当の

賃金)の支払等を求めた。

本判決は、Yの就業規則上「休職を命じた職員には業務に従事させない」と定めがあるが、テスト出局が違法かについて、期間は24週間と長期ではあるものの不合理とは言えないこと、最終6週間で通常業務を行わせることは合理的であること、休職者のテスト出局への同意があることを指摘し、適法とした。その上で、テスト出局の間、休職者は本来の債務の本旨に従った履行の提供は要しないが、Yの指揮監督下にあったものと認められるから、労基法11条の「労働」に該当し、無給の合意があっても、Yは最賃法の適用により最低賃金相当額の支払義務を負うと判示した。

(21) 青森地判平成31年2月25日 判例時報2415号54頁

平成27年(ワ)第188号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

楽器の販売等を業とする事業者Xからピアノの調律業務等を委託されていた調律師YがXとの間の業務委託契約(以下、「本件委託契約」という。)を終了するに当たり、Xのピアノ調律業務の顧客らに対し、その旨を伝えるなどした結果、本件委託契約終了後、顧客らはYに対して直接調律を依頼するようになった。Xは、Xの保有する顧客情報(住所、氏名、連絡先等)は営業秘密(不正競争法2条6項)に該当し、Yが「不正競争」(同条1項7号)をしたとして、損害賠償金500万円を請求した。

Yは、顧客情報が記載された書類は、施錠できない机の引出しに入れられており、書類の廃棄や取扱いについて指示もなかったとして、顧客情報には秘密管理性がないとして争った。

本判決は、ピアノの調律業務の特殊性として、顧客と調律師の関係が長期的かつ密接したものとなりやすく、ピアノの設置環境等の情報を有する者に一定の優位性があることを指摘し、顧客情報の価値ないし重要性は限定的であるとしつつ、顧客情報に接することが出来る者にXの秘密管理意思が容易に伝わるような措置がされる必要があったが、このような措置がなされているとは言えないとして、請求を棄却した。

(22) 大阪地判令和元年9月19日 裁判所HP

平成31年(ワ)第1564号 差止等請求反訴事件 不正競争 民事訴訟 (棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/956/088956_hanrei.pdf

原告が、被告が販売等するカラー筆ペン(被告商品)は原告が製造販売する周知の商品等表示であるカラー筆ペン(原告商品)と類似の商品等表示を使用するものであり、これを譲渡等する行為は不正競争防止法2条1項1号所定の不正競争に該当するとして、被告に対し、被告商品の販売の差止め等を求めた事案。

商品の形態が「商品等表示」に該当するためには、商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有すること(特別顕著性)を要すると解されるところ、その判断は、不正競争防止法2条1項1号の趣旨から、当該商品の需要者が基準となる。ここで、比較対象となる「他の同種商品」には、商品等表示に当たるか否かが問題となる商品と厳密に同一の種類の商品であることまでは必要でなく、当該商品の需要者にとって同種と認識される範囲の商品であれば足りるというべきである。

原告は、原告商品の軸の特徴は、先口及び穂先の特徴と相まって、筆に近い印象を受けるものになっており、このことは特別顕著性を基礎付けると主張する。

しかし、原告商品の先口、穂先及び軸につき原告が特徴と主張するところは、いずれも原告商品以外の商品にも見られるありふれたものであるところ、原告商品がこれらの特徴を併せ持つことにより客観的に他の同種商品と異なる顕著な特徴を生じたというべき事情は認められない。したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

原告は、原告商品のインクの色に「日本の伝統色」という落ち着いた色合いを採用し、これを多色展開しているというカラーバリエーションが、他の同種商品と異なる特徴であると主張する。

しかし、インクの色に「日本の伝統色」を採用していることは、原告商品以外の商品にも見られるものであり、他の商品と異なる特徴とはいえない。また、原告商品は、必ずしも複数本がセットで販売されているわけではなく、単品でばら売りされることもあることを考えると、多色展開している点をもって原告商品単品の特徴と捉えることは、必ずしも適当でない。

よって、原告商品の形態等は、特別顕著性を有するとは認められないから、これをもって「商品等表示」(不正競争防止法2条1項1号)ということとはできない、として原告の請求は棄却された。

【紹介済み判例】

大阪高判平成30年5月25日 判例時報2413・2414号212頁

平成29年(ウ)第914号 覚せい剤取締法違反,関税法違反被告事件(破棄自判(上告,上告棄却))
法務速報215号22番にて紹介済み

東京高判平成30年6月5日 判例時報2413・2414号36頁

平成30年(ラ)第667号 債権差押命令申立一部却下決定に対する執行抗告事件(変更(確定))
法務速報216号12番にて紹介済み

名古屋高裁金沢支部判平成30年7月4日 判例時報2413・2414号71頁

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件(一部取消・請求棄却(確定))
法務速報207号18番にて紹介済み

大阪地判平成30年9月20日 判例時報2416号42頁

平成27年(ワ)第2570号 著作権侵害差止等請求事件 一部認容,一部棄却(確定)
法務速報210号14番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/029/088029_hanrei.pdf

最三判平成30年10月23日 判例時報2416号3頁

平成29年(行ヒ)第185号 公金違法支出損害賠償等請求事件(破棄自判)
法務速報211号19番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/066/088066_hanrei.pdf

最三判平成30年11月6日 判例時報2413・2414号22頁

平成29年(行ヒ)第320号 停職処分取消請求事件(破棄自判)
法務速報211号17番にて紹介済み

最二判平成30年11月16日 判例タイムズ1463号68頁

平成29年(行ヒ)第404号 神奈川県議会議員政務活動費不正受給確認請求事件(破棄自判)
法務速報211号21番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/122/088122_hanrei.pdf

最二判平成30年12月7日 判例タイムズ1463号81頁

平成29年(受)第1124号 不当利得返還等請求事件(上告棄却)
法務速報212号1番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/171/088171_hanrei.pdf

最三決平成31年1月22日 判例時報2415号20頁

平成30年(許)第7号 文書提出命令申立てについてした決定に対する抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件(破棄差戻)
法務速報214号13番にて紹介済み

東京高判平成31年1月23日 判例タイムズ1463号112頁

平成29年(ウ)第521号 各業務上過失致死被告事件(破棄自判,確定)
法務速報214号20番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/398/088398_hanrei.pdf

最三決平成31年2月12日 判例時報2416号17頁

平成30年(許)第10号 移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)
法務速報214号15番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/419/088419_hanrei.pdf

最一判平成31年2月14日 判例時報2415号7頁
平成30年(受)第69号 損害賠償請求事件(破棄自判,被上告人の請求棄却)
法務速報214号22番にて紹介済み

最一決平成31年2月28日 判例時報2415号4頁
平成30年(行ツ)第171号・同(行ヒ)第183号 衆議院議員小選挙区長崎4区選挙無効確認請求事件(上告棄却・不受理)
法務速報215号24番にて紹介済み

最三小判平成31年3月5日 金法2123号58頁
平成30年(受)第1197号 養子縁組無効確認請求事件(破棄自判)
法務速報215号1番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/460/088460_hanrei.pdf

最一小判平成31年3月7日 金法2123号70頁
平成29年(受)第1372号 売買代金請求本訴,損害賠償請求反訴事件(破棄差戻)
法務速報215号3番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/472/088472_hanrei.pdf

最一小判平成31年3月18日 金法2123号62頁
平成29年(受)第1908号 保有個人情報開示請求事件(破棄自判)
法務速報216号1番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/528/088528_hanrei.pdf

2. 令和元年(2019年)10月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

該当法律なし

3.10月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

片岡 武 菅野眞一/著 日本加除出版 328頁 3,520円
改正相続法と家庭裁判所の実務

福原 竜一/編著 ぎょうせい 276頁 3,190円
実務にすぐ役立つ 改正債権法・相続法コンパクトガイド

介護事業法務研究会/編 日本加除出版 531頁 5,720円
改訂版 Q&A高齢者施設・事業所の法律相談 介護現場の77問

松宮 良典/著 日本加除出版 310頁 3,740円
事例詳解 介護現場における虐待・事故の予防と対応

松田 恭子/編著 中央経済社 249頁 3,740円
不動産賃貸借契約の実務入門

平田 厚/著 青林書院 229頁 3,300円
最新青林法律相談25 子の親権・監護・面会交流の法律相談

鈴木 一洋 仲 隆 安藤 真一/編著 青林書院 400頁 5,500円
最新青林法律相談26 共有の法律相談

4.10月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

小林 包美/著 第一法規 208頁 2,750円

実例から学ぶ パートタイム労働者のトラブル解決と防止策のすべて 働き方改革関連法対応

木元 有香/著 新日本法規 264頁 3,300円

保育現場における困りごと相談ハンドブック 保育士・保育教諭のお悩み解決のために

田中 豊/編 日本評論社 678頁 6,380円

判例でみる音楽著作権訴訟の論点80講

竹内 朗/編集 プロアクト法律事務所/著 中央経済社 180頁 2,750円

図解 不祥事の予防・発見・対応がわかる本

石寄 信憲/編著 岸 聖太郎 豊岡 啓人/著 中央経済社 239頁 3,300円

懲戒処分の基本と実務 (BASIC&PRACTICE)

現代人文社 222頁 3,300円

季刊刑事弁護増刊 情状弁護Advance 書式データダウンロードQRコード付き

伊藤 眞 園尾 隆司/編集代表 林 道晴 山本和彦 古賀政治/編集委員 弘文堂 1805頁 22,000円

条解 民事執行法

5. 発刊書籍<解説>

「改訂版 Q&A高齢者施設・事業所の法律相談 介護現場の77問」

高齢者向け施設を運営する上で生じる法的問題について、Q&A方式で解説されている。開業時から倒産までの運営上の手続、介護事故や成年後見制度など利用者等の問題、従業員の雇用管理など、高齢者施設における法的事項について幅広く解説されている。どのような点に注意すべきか網羅的に学びたい時等に役に立つ本である。

「季刊刑事弁護増刊 情状弁護Advance 書式データダウンロードQRコード付き」

情状弁護という刑事弁護における日常的な業務について、いかにして情状を立証するのか、どのような活動がありうるのかなどについて、戦略的な観点から解説されている。購入者は書式もダウンロードできる。日頃の刑事弁護活動を見直すきっかけになり、また新たな視点を有することができる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。